

# 令和4年度事業計画書

## 基本計画

近年、多発している自然災害が大規模化・激甚化の傾向にあり、農業経営のセーフティネットである「収入保険制度」と「農業共済制度」の二つの農業保険制度の重要性はますます高まっている。

一昨年閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」でも、「リスクへの備えとして農業保険（収入保険・農業共済）の普及推進、利用拡大が急務である」との明記により、農業保険制度がその機能を発揮するためにも本年度も引き続き組織を挙げて推進に取り組み、行政や関係機関等に対しさらなる協力を要請する。

収入保険制度は、全ての農作物が保険対象となり、あらゆるリスクに対応できる制度のため優先的に取り組む。特に、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、唯一、農業収入の減少に対し補償できる優位性を積極的に発信していくとともに、農業共済制度の補償対象外作物を栽培している農業者への推進を強化する。

農業共済制度は、園芸施設共済の施設園芸用ハウスの補償拡充、農作物共済・畑作物共済及び果樹共済の白色申告農家の全相殺方式への加入要件緩和等、制度改正内容を広く周知し加入確保に努める。

なお、農業保険の推進にあたっては、独自開発した「農業者管理システム」で構築した農家台帳を最大限活用して無保険者をなくすことを目標とする。

また、組織としてコンプライアンスの遵守及び内部監査によるガバナンスの強化を図るとともに、事業運営の合理化・効率化に継続的に取り組む。さらに、事務所維持費の軽減及び業務の合理化を図るため、支所統合並びに建設について取り組む。

## ■ 引受計画と実施方策

### 農作物共済

#### 1. 引受計画

近年は集中豪雨や大雪等の自然災害、いもち病などの病害により、これまでにない時期や地域、規模で被害が発生しており、こういった予測できない災害には、水稻共済への加入で備えることが重要であることを周知する。

令和4年産から一筆方式が廃止されたことをきっかけに、農業保険に加入しないこととならないよう、引受方式の選択に当たっては、地域の実情に応じて半相殺方式を提案して移行を勧める。

青色申告者には収入保険への加入を優先して勧めつつ、収入保険に加入できない白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、米の全量について乾燥調製の委託の有無により水稻品質方式及び、全相殺方式への加入を農業者ニーズを踏まえながら計画的に進める。

また、円滑に引受方式が選択されるよう注意喚起をした上で、あらかじめ組合が提案する引受方式を印字した加入申込書を配付し、無保険者にならないよう推進に取り組む。

麦については、全量を出荷施設へ搬入されていることから、麦災害収入共済方式又は全相殺方式への移行を勧め、水稻共済と同様に、青色申告者には収入保険への加入を優先して勧める。

なお、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物とされていることから、同対策に係る栽培実態と加入資格者を把握し、引き続き全戸加入を推進するため戸別訪問を実施する。

水稻8, 349ha、麦3, 095haを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法・事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と無保険者の発生防止を図るため、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 一体化台帳による有資格農業者の把握並びに無保険者への加入推進
- (3) 一筆方式の廃止に伴う半相殺方式への移行並びに全相殺方式への計画的な推進
- (4) 提案する引受方式を印字した加入申込書の配付
- (5) 一筆半損特約の付加推進による補償の充実

### 家畜共済

#### 1. 引受計画

昨今、新型コロナウイルス感染症等の影響により生乳の需要減少及び枝肉価額の下落が発生しており、畜産業界は不安定となっている。そのような中、安定的な畜産経営に資するため、不慮の災害、傷病等による更なる被害に備えるためには家畜共済への加入が重要であることを周知する。また、飼養形態等を加味して個々のニーズにあった加入プランを作成、未加入者に提案型の推進を行う。

##### 《死亡廃用共済》

過去の共済金支払実績等から、事故リスクの高い酪農家に対しては、全ての共済事故を補償対象とした事故除外なしへの加入プランを提案し、相対的に事故リスクの低い肉用牛農家に対しては、補償対象となる共済事故を限定し掛金を抑えた事故除外方式への加入プランを提案する。

##### 《疾病傷害共済》

個々の診療実態を考慮した加入プランを提案するとともに、外部機関が提供する飼養牛の診療費補償サービスを併せて案内する。

目標引受戸数 死亡廃用共済1, 102戸、疾病傷害共済582戸とし、家畜区分ごとに引受

実績のない支所はその解消に努める。

《死亡廃用共済》

・搾乳牛	348戸
・育成乳牛	258戸
・繁殖用雌牛	176戸
・育成・肥育牛	264戸
・種豚	31戸
・肉豚	25戸

《疾病傷害共済》

・乳用牛	335戸
・肉用牛	231戸
・種豚	16戸

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の獲得
- (3) 提案型による加入推進
- (4) 子牛選択の推進
- (5) 指定獣医師との連携強化による加入推進
- (6) 各種会議等へ参加し制度内容の説明及び周知

### 果樹共済

#### 1. 引受計画

近年は春先の降霜による凍霜害、異常気象による局地的な集中豪雨の被害等が発生しているため、災害リスクへの備えが重要であることを周知する。

有資格農業者を的確に把握し、青色申告者には収入保険への加入を積極的に勧め、白色申告者や収入保険の加入を希望しない農業者に対しては、半相殺減収総合短縮方式の加入を勧めつつ、青色申告への切り替えを推奨し加入推進に取り組む。

また、令和5年産から白色申告者でも加入ができるように要件化された全相殺方式について、制度内容の周知に努める。

なお、関係機関と連携し災害リスクの備えには、農業保険への加入が重要であることを働き掛ける。

りんご1, 236a、なし526aを引受目標とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による収入保険の推進
- (3) 減収総合短縮方式から収入保険への段階的な移行推進
- (4) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨
- (5) 制度内容の説明及び周知

### 畑作物共済（大豆）

#### 1. 引受計画

大豆は、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象作物として栽培されていることか

ら、同対策に係る大豆の栽培実態と加入資格者を把握するとともに、戸別訪問等でわかりやすい制度説明を行い、加入戸数の拡大を図る。

また、令和4年産から一筆方式が廃止されたことに伴い、収入保険を含めた制度説明・周知を行うとともに、全相殺方式や半相殺方式への移行に努める。

引受目標を2,562aとする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに戸別訪問による新規加入の拡大
- (3) 一筆方式から全相殺方式・半相殺方式への移行推進
- (4) 収入保険を含めたわかりやすい制度説明
- (5) 農業者の経営プランに即した提案

### 畑作物共済（蚕繭）

#### 1. 引受計画

本県の養蚕農家は、富岡製糸場の世界遺産登録の影響もあり絹への関心が高まり、ここ数年、新規就農者が増加傾向にあるが、高齢化による廃業・規模縮小に伴い飼育戸数、収繭量は年々減少している。

本県の繭生産量は全国の約4割を占める全国一の養蚕県のため、新規就農者はもちろんのこと、関係機関と連携して有資格農業者を的確に把握するとともに、近年の異常気象等による蚕の飼育環境の悪化が深刻な問題となっている現状を踏まえ、戸別訪問で収入保険を含めた制度説明を行い、加入戸数の拡大を図り、本県養蚕業の維持発展と養蚕農家の経営安定に努める。

引受目標を488箱とする。

#### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び要綱等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに新規就農者の引受確保
- (3) 関係機関との連携強化
- (4) 収入保険を含めたわかりやすい制度説明

### 園芸施設共済

#### 1. 引受計画

ここ数年、台風や雪害などの自然災害により、全国各地で施設園芸用ハウスに甚大な被害を受けている。

このような状況の中、継続加入者の確保に努めつつ有資格農業者を的確に把握し、未加入者へ災害リスクの備えが重要であることの意識を高め、ハウス本体・附帯施設は園芸施設共済へ、施設内農作物は収入保険へのセット加入推進に取り組む。

なお、園芸施設共済制度の改正が行われ、補償内容が充実されていることの説明・周知をしていくとともに、農業者のニーズに合わせた複数メニューの提案書を提示し加入に結び付ける。

また、関係機関と連携して生産部会等との集団加入の協定締結に基づく、受付会等を通じた新

規加入者の獲得に努め、加入率8割を目指す。

引受目標を3,458戸とする。

## 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 有資格農業者の把握並びに未加入者への戸別訪問
- (3) 継続加入者の確保
- (4) メーカー補償満了ハウスの積極的な加入推進
- (5) 復旧費用、撤去費用の加入推進
- (6) 水稻等の育苗ハウスの加入推進
- (7) 農業者のニーズにあった複数メニューの提案書の提示
- (8) 制度改正内容の説明及び周知
- (9) 収入保険とのセット加入推進

## 建物共済・保管中農産物補償共済

### 1. 引受計画

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、継続加入申込みの手続きを原則郵送対応とする。わかりやすい記入例を同封し未回収のないように努めるとともに、適正な共済金額での加入促進、未加入物件の確認啓蒙、並びに自然災害に対応した総合共済のチラシを同封し、充実した補償額の加入推進に努める。

さらに、資源台帳を活用し制度共済並びに収入保険加入者で建物共済未加入者の新規加入推進等を行う。

総共済金額1兆135億円を引受目標とする。

### 2. 実施方策

農業保険法・約款等に基づく適正な事務処理と適正で十分な補償額の推進に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 総合共済の加入推進
- (3) 加入割合の引き上げ推進
- (4) 未加入物件の新規推進
- (5) 事故調査時における提案型推進の実施
- (6) 各事業とのセット推進による新規加入者の獲得

## 収入保険

### 1. 引受計画

近年多発する自然災害や価格の低下、新型コロナウイルス感染症の影響など、予測不能なリスクによって生じる農業収入の減少を総合的に補填する収入保険制度の重要性はさらに増加していることから、収入保険の普及推進は急務であり、NOSA I主催の会議はもとより、収入保険の加入推進を目的とした組織である「収入保険推進協議会」の構成団体との更なる連携を強め、県・JA等関係機関主催の農業者を参集する各種会議・研修会等に積極的に参加し普及推進に努める。

この他にも、県内の農業関係業者に引き続き協力依頼し、普及推進に努める。

同時に、各事業の加入者情報を一元管理できる農家資源台帳をフル活用し、推進対象者を的確に把握することで、より効率的な推進を図り、早期に戸別訪問等を実施することにより加入拡大に努める。

白色申告者に対しては、青色申告講習会（セミナー）や個別相談会を開催し、青色申告への移行を勧める。

さらに、新規就農者等の情報を関係機関や卸売市場等から収集し、新たな推進ターゲットの増加に努める。

また、職員研修を実施し、普及推進力のスキルアップを図る。

今年度は、全国目標10万経営体推進期間の最終年度であり、本組合の目標である2,400経営体の達成に向け、農閑期の推進や、品目別の推進として、果樹やコンニャク、野菜、花卉等の主産地や生産者を重点的に加入推進活動を行う。

## 2. 実施方策

農業保険法・全国農業共済組合連合会事業規程・農業経営収入保険事業実施要領等に基づく適正な事務処理と引受の拡大に向け、下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 支所ごとに引受目標を設定し、進捗状況・優良事例・問題点等を共有化
- (3) 推進協議会構成団体と一体となった加入推進
- (4) 役職員のトップセールスによる加入推進
- (5) 職員研修会による制度内容の習得及び普及推進力のスキルアップ
- (6) 「農家資源台帳」を活用した効率的な加入推進
- (7) パンフレット・チラシ等での制度周知及びシュミレーションソフト等を活用した戸別推進
- (8) 農業共済事業と合わせた加入推進
- (9) 施設園芸農業者を対象に、収入保険とのセット推進
- (10) 白色申告者に対する青色申告への切り替えの推奨
- (11) 「農業経営収入保険加入協力奨励金交付要領」に基づき、協定締結による新規加入者の獲得
- (12) 関係機関等の各種会議・研修会に参加しての制度普及
- (13) 農閑期の効率的な加入推進
- (14) 県・市町村へ「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等を活用した保険料等に対する助成依頼
- (15) 保険料等助成を実施する市町村の農業者への積極的な推進

## ■損害評価の適正化方策

### 農作物共済

1. 見回り調査を実施し、生育・被害状況等を的確かつ早期把握に努め、実態に即した被害申告を促し、適正な損害評価に役立てる。
2. 水稻の高温障害に対応するため、調査圃場に積算温度計を設置し、その結果に基づき関係機関との連携を密にし、必要に応じて迅速な注意喚起を行う。
3. 基礎組織役員及び職員の損害評価技術の向上を図るため、検見競技会等の研修会を開催し、任務の重要性について認識を高めるとともに適正な損害評価を実施する。
4. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

## 家畜共済

### 1. 死廃事故の適正化

(1) 加入農家・診療獣医師等に対して事故報告履行の徹底と、次の「廃用等の範囲」の周知を図るとともに遵守する。

#### 《廃用等の範囲》

- 1号廃用 疾病または不慮の傷害によって死に瀕したとき。
- 2号廃用 不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき。
- 3号廃用 骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病（BSE・牛伝染性リンパ腫・創傷性心臓炎・放線菌症・歯牙疾患・顔面神経麻痺・不慮の舌断裂による採食不能）若しくは不慮の傷害であって、治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき。
- 4号廃用 盗難その他の理由によって行方不明となった場合において、その事実の明らかになった日から30日以上、生死が不明のとき。
- 5号廃用 乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害によって繁殖能力を失ったとき（ただし、共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 6号廃用 乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害により泌乳能力を失ったとき（ただし、分娩後1年以内の事故とし、事故の原因が共済責任の始まった時以後に生じたものであること）。
- 7号廃用 出生子牛の奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなきとき（前肢彎曲症、軟骨形成不全等）。

(2) 死に瀕するもの以外の廃用事故については、指定獣医師等の協力を得て特定日・事前予約による効率的な確認を行い、引続き事故確認を完全実施する。

(3) 土曜日の事故確認は、組合獣医師職員が対応することにより効率化を図る。なお、ゴールデンウィーク、年末年始等の長期にわたる休日は、県及び関係機関の死亡畜取り扱い状況を鑑み、実態に沿った事故確認を行う。

### 2. 病傷事故の適正化

(1) 電子カルテシステムの普及推進を図ることにより、カルテ作成及び内容審査等の業務合理化に努める。

(2) 指定獣医師へ、事故発生通知・病傷事故診断書等必要書類の期限内提出の周知徹底を図るとともに、提出遅延等の診断書については組合で定めた免責基準を適用する。

(3) 指定外獣医師へ、病傷事故診断書に係る診療費の領収書等提出をもって加入農家に共済金を支払うため、その提出を徹底する。

(4) 内容審査において病傷事故給付基準に則した適正な審査を行うとともに、病傷事故診断書内容について1割以上の現地確認を徹底する。

### 3. 指定獣医師との連携強化

指定獣医師と連絡を密にし、死廃事故・病傷事故の事務処理の適正化を図る。

## 果樹共済

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。

2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。

3. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 畑作物共済（大豆）

1. 被害が発生したつど速やかに見回り調査を実施し、関係機関等の指導を得ながら被害状況の早期把握に努め、実態に即した被害申告を促す。
2. 農家からの被害申告に基づき、被害状況の把握に努め適正な損害評価を実施する。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 畑作物共済（蚕繭）

1. 共済事故が発生した場合、遅滞なく損害通知を行うよう促すとともに、関係機関等の協力を得ながら被害状況・出荷量を把握して適正評価に努める。
2. 桑葉被害にあつては、速やかに見回り調査を行い収桑量並びに買桑量調査を実施するとともに、計画箱数に対応する桑園の適正申告について周知に努める。
3. 共済事故以外の原因による減収については、分割評価基準の適用を徹底し、分割評価の適正実施に努める。

### 園芸施設共済

1. 戸別訪問時や推進会議時等に適正な被害申告を促す。
2. 台風等の広域災害が発生した場合を想定し、職員を対象とした現地研修会を開催して評価技術の向上に努める。

### 建物共済

1. 適正な被害申告を促し、評価の迅速化及び地震、台風、雪害等の広域災害が発生した場合の損害評価体制の確立を図り、適正な損害評価と共済金の早期支払いに努める。
2. 評価担当職員を対象とした評価研修会を開催し、モラルリスク事案の見極め及び損害評価技術の向上を図る。
3. 近年、悪徳業者による保険金詐欺等のトラブルが多発している。消費者庁・日本損害保険協会が発行するチラシを参考に加入者へ注意喚起を促す。
4. 適正且つ迅速な損害評価を行うため、鑑定士等の外部機関と直ちに連携できる体制を整える。また、モラルリスク案件はリサーチ会社等の外部機関に調査依頼して不正請求の防止及び抑止に努める。

## ■損害防止事業の実施方策

### 農作物共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、温湯消毒等の防除器具の貸し出しや土壌診断など効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 家畜共済

#### 1. 特定損害防止事業

共済事業の収支の安定に資するため、農林水産大臣が定める特定疾病による損害防止事業を効果的かつ適正に実施する。主に乳牛で発生頻度の高い周産期病・乳房炎、肉牛で発生頻度の高い呼吸器疾患、これらの検査、指導を重点的に行うことにより、被害率の低下に努める。



## 2. 一般損害防止事業

加入農家ニーズの把握に努め、薬剤などの損害防止品を配付し、効果的な損害防止事業の実施に努める。

### 果樹共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤の配付に限らず、ウッドチップパー等の農家支援機械の貸し出しや土壌診断など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 畑作物共済（大豆・蚕繭）

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除薬剤配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

### 園芸施設共済

1. 加入者ニーズの把握に努め、防除資材配付など要望に沿った効果的な損害防止事業の実施に努める。
2. 農業指導センター・JA等の関係機関等と連携し、効果的な損害防止事業に努める。

## ■ 執行体制の整備

### 業務運営及び組織機能強化

1. 理事会は組合運営の健全性及び適切性の確保を期すため、四半期毎に年4回及び必要に応じて随時開催し、理事会運営規則に基づいた審議を行う。  
また、組合員理事研修会を開催し、適正な組合運営に向けた管理体制の構築に努める。
2. 監事会は業務の適正執行を期すため、年2回及び必要に応じて随時開催し、年間の監査方針等の決定及び監事監査規則に基づく業務の適正執行について監査する。なお、本年7月の役員改選から学識経験者を1名増員し、更なる監査機能の充実を図る。  
また、定時監査に加え、監査機能の強化を図るため、会計監査人による経理状況の監査及び顧問税理士による財務運営について監査する。
3. 定例支所長等会議・本所管理職会議を毎月開催し、ガバナンスを強化するとともにコンプライアンス及び倫理意識の高揚を徹底して、不祥事の未然防止を図り適正な業務運営に努める。
4. コンプライアンス・プログラムを着実に実践し、職員が法令等を遵守する自覚・認識の醸成に努める。
5. リスク管理については、「リスク管理基本方針」に基づき、業務が適正に実施されているか正確に把握して管理体制の整備・改善に努める。
6. 監査室は、年2回の内部検査及び必要に応じた随時検査を実施し、内部けん制機能の充実を図るとともに、その結果を組織内で共有し業務形態及び職場環境の改善に努める。  
また、各部署において、自主点検を着実に実施して内部管理体制を強化し不祥事件の未然防止に努める。
7. 業務執行体制は、本所において、総務・経理及び事務処理（事務機械化等）等の集中処理による管理・統括機能の強化に努め、支所において、戸別訪問を主とする事業推進等の充実・強化を図り、グループ内の業務連携を基に効率的な組織体制（少数精鋭）の構築強化に努める。  
なお、本年度は令和5年度の支所統合及び機構改革の準備を進める。  
また、新型コロナウイルス感染症により、業務運営に支障をきたさないよう感染防止対策の徹

底並びに陽性者が発生した場合には必要な措置を講ずる。

8. 組合の財務は、資源のある引受低位の事業の加入推進を重点に展開し、安定的な収入確保に努めるとともに、一層のコスト節減を実行して効率的な執行に努める。
9. 農業者の経営情報や推進時の訪問記録等をまとめた農家資源台帳を整備・活用し、提案型の加入推進に努める。
10. 「農業保険推進協議会」及び「収入保険推進協議会」の構成団体等の協力のもと、農業者を参集する会議・説明会において、農業共済・収入保険の普及に努める。
11. 国の指導に基づき、県及び市町村に対し、掛金・保険料等の助成について働きかけを行う。
12. 支所運営協議会を軸に、事業推進体制の強化及び関係機関等と連携を図り、円滑かつ効率的な農業保険の普及推進等に努める。
13. 支所統合に備えて支所運営協議会等の在り方について検討を行う。
14. 基礎組織役員に対して、円滑な事業推進及び適正な損害評価を行うため、損害評価方法等について研修・講習会を開催し、資質の向上を図る。
15. 職務遂行能力や農業保険に関する知識の習得に向け、計画的に職員研修会等を開催するとともに、農水省やNOSA I協会が主催する研修会に参加する。
16. 情報資産及び個人情報の取扱いに関し、高いレベルの情報セキュリティ体制並びにコンプライアンス体制の維持・強化を図る。
17. 統括支所長を中心に業務の効率化や推進体制の強化を図るとともに、支所統合に合わせた業務体系の構築に努める。
18. NOSA I女性の会の活動を推進するとともに、組織の在り方等について検討を進める。  
なお、県の「ぐんま農村女性会議」と連携し、社会参画の推進に協力する。

#### **事務機械化**

1. 情報システム安全対策基準に基づき、情報セキュリティ対策の実施及び適正な安全管理の実践に努める。
2. 情報等に係る安全保持及び運用管理の効率化を図るため、機器及びシステム並びにデータの管理・保守を業者に委託し一元管理する。
3. 情報資産及び個人情報の保護体制強化に向け、職員に対し情報セキュリティポリシーの遵守を徹底する。
4. 事業や業務ごとに分散されているデータを統合管理するシステムの構築を目指し、業務の効率化や情報の有効活用に努める。
5. 事務機械化の在り方を検討したうえで機器導入の中長期更新計画について、見直し検討を行う。
6. 国が進めるWeb型の「農業保険システム」並びに「農林水産省共通申請サービス」の実施に備え、適切な運用と安定稼働を図る。

#### **広 報**

1. 農業保険の普及拡大のため、農業保険推進用のパンフレットやホームページ等を活用する。
2. 広報紙「NOSA I ぐんま」を発行し、農業保険の周知及び県内農業者への情報発信に努める。
3. 「農業共済新聞 関東版」により近県の情報を提供する。
4. 関係機関等が発行する広報紙や一般新聞への記事掲載等により、多くの地域に情報を伝える対外広報の積極的な展開に努める。

## ■ 予算統制の方策

1. 事業計画に基づく事業の遂行及び達成を図り、財源の確保に努める。
2. 資金計画及び運用方針に基づき、信用リスク、市場リスク、流動性リスクを適切に管理し、安全かつ効率的な資金運用により収入確保に努める。
3. 運用管理委員会を四半期毎に4回及び必要に応じて随時開催し、運用状況の報告と運用内容について確認及び意見を求める。
4. 経常経費については、関係法令に基づき適正な執行に努めるとともに、業務運営の合理化・効率化により極力節減を図り、財務の安定化に努める。
5. 総代会議決事項及び、監督官庁の許認可内容を遵守する。

## ■ 家畜診療所事業実施計画と実施方策

### 1. 実施計画

家畜診療所においては、家畜診療業務を通じて家畜共済事業の推進及び家畜診療事業の拡充を図ることにより畜産農家の経営健全化に寄与する。さらに、令和4年3月の家畜診療所統合を契機に、診療業務のさらなる効率化及びサービスの拡充を図る。また、県関係機関等と連携し、家畜伝染病予防法に定める豚熱（CSF）等の防疫業務の協力を努める。

### 2. 実施方策

農業保険法、事業規程及び事務取扱要領等に基づく適正な事務処理及び家畜診療を通じた診療業務の拡充に向け下記事項に努める。

- (1) コンプライアンスに基づく適正な事務処理
- (2) 家畜共済制度の引受推進（引受率低位な肉用牛・種豚等の推進）
- (3) 特定損害防止事業（乳用牛・肉用牛等の繁殖障害・周産期疾患・乳房炎・運動器疾患・牛伝染性リンパ腫・呼吸器疾患等）の実施
- (4) 家畜診療外業務（受精卵採卵・受精卵移植・人工授精・繁殖検診等）の実施
- (5) 加入家畜の死亡事故確認・廃用認定業務等の実施
- (6) 関係機関及び指定獣医師との連携・協力
- (7) 豚熱（CSF）等の防疫業務への協力

共済目的の種類別の概数、引受実績および計画

共済目的等 項目	組合員 等数	農作物共済				家畜共済						疾病傷害		
		水稻		陸稲	麦	育成乳牛	繁殖用 雌牛	育成・ 肥育牛	種豚	肉豚	乳用牛	肉用牛	種豚	
		水	稲	陸	稲									頭
区域内の概数(A)	42,296	a	a	a	a	8,750	7,790	48,610	57,110	586,500	33,450	56,400	57,110	
本年度引受計画(B)	一筆方式	0	/	/	0									
	半相殺方式	721,337	/	/	92,853									
	全相殺方式	22,542	/	/	15,476	10,745	3,972	23,323	10,597	63,317	23,503	6,870	2,178	
	品質方式	91,002	/	/	/									
	災害収入共済方式	/	/	/	201,182									
計		834,881		309,511	122.8	51.0	48.0	18.6	10.8	70.3	12.2	3.8		
本年度引受率(B/A)	100	56.1	-	40.8	105.1	51.0	48.0	18.6	10.8	70.3	12.2	3.8		

共済目的等 項目	果樹共済(収穫)	畑作物共済				園芸施設共済						建物共済									
		ぶどう		なし	大豆	春蚕	初秋蚕	晩秋蚕	ガラス室				プラスチックハウス								
		りんご	a	a	a				I類	II類	I類		II類	III類	IV類	IV類	V類	VI類	VII類		
区域内の概数(A)	40,800	a	a	a	20,400	12,449	278	171	260	171	278	309	520,770	1,645	1,108	792	116	7,334	126	143,884	
本年度引受計画(B)	減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減収総合半一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減収総合短縮方式	1,236	0	526	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	1,236	0	526	0	2.6	20.6	68.9	66.8	70.1	51.5	20.0	72.8	82.6	81.9	80.3	54.3	67.9	68.3	88,814	61.7	
本年度引受率(B/A)	3.0	0	2.6	0	2.6	20.6	68.9	66.8	70.1	51.5	20.0	72.8	82.6	81.9	80.3	54.3	67.9	68.3	88,814	61.7	

農業共済事業の規模

了 農作物、家畜、果樹、畑作物（大豆・蚕繭）、園芸施設共済事業の規模

共済目的等	項目	引受面積等		共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考
		本年度予定	前年度実績		A 総額	B 国庫負担金	C 農家負担金				
		a	a		千円	千円	千円				
農作物	水	一筆方式	0	970,717	0	0	0	0	0	0	
		半相殺方式	721,337	13,535	5,317,336	8,883	8,894	10,924	2,041	6,853	
	稲	全相殺方式	22,542	0	145,279	752	753	1,057	305	448	
		品質方式	91,002	49,874	586,490	3,821	3,821	5,365	1,544	2,277	
	計	834,881	1,034,126	6,049,105	13,456	13,468	17,346	3,890	9,578		
	陸稲	一筆方式	0	0	0	0	0	0	0	0	
		半相殺方式	92,853	146,787	406,401	1,166	1,167	321	845	2,012	
	麦	全相殺方式	15,476	9,261	43,282	216	216	192	24	240	
		災害収入共済方式	201,182	228,867	1,237,474	29,546	14,986	19,718	4,732	9,828	
	小計	計	309,511	384,915	1,687,157	32,311	16,368	20,231	3,863	12,080	
小計		1,144,392	1,419,041	7,736,262	59,235	29,824	37,577	7,753	21,658		
家畜	搾乳牛	頭	25,954	25,164	5,389,580	155,481	155,481	61	155,420	310,901	
		育成乳牛	10,745	10,349	2,057,926	20,754	10,377	21	10,356	20,733	
	繁殖用雌牛	頭	3,972	3,715	1,090,537	11,121	5,560	11	5,549	11,110	
		育成・肥育牛	23,323	21,854	6,388,963	59,238	29,619	71	29,548	59,167	
	種豚	頭	10,597	7,066	602,574	564	225	7	218	557	
		肉豚	63,317	48,650	556,482	391	156	10	146	381	
	小計	計	137,908	116,798	16,086,062	403,030	201,418	181	201,237	402,849	
		疾病傷害	23,503	22,747	359,349	244,099	122,049	3	122,046	244,096	
	共済	肉用牛	6,870	6,371	60,262	25,903	12,951	0	12,951	25,903	
		種豚	2,178	708	1,353	295	118	0	118	295	
小計	計	32,551	29,826	420,964	270,297	135,118	3	135,115	270,294		
	小計	170,459	146,624	16,507,026	673,327	336,536	184	336,352	673,143		

※農作物共済の前年度実績は、決算時の引受面積を記入。 家畜共済の前年度実績は、期首引受実績。

共済目的等	項目	引		受	共済金額	共 済 掛 金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛 (A-D)	備 考	
		本年度予定	a			前年度実績	A 総額	B国庫負担金					C農家負担金
果 收	り	半相殺減収総合一般方式	0	a	0	0	0	0	0	0	0		
		樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ん	半相殺減収総合短縮方式	1,236	1,084		91,320	2,750	1,375	1,000	375	1,750		
		樹園地単位減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ご	半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	1,236	1,084		91,320	2,750	1,375	1,000	375	1,750			
	種 共 済	ぶ	半相殺減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ど	半相殺減収総合短縮方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
樹園地単位減収総合短縮方式			0	0	0	0	0	0	0	0	0		
う		半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0			
樹 小 計		な	半相殺減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			樹園地単位減収総合一般方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		し	半相殺減収総合短縮方式	526	486		50,360	1,570	785	1,003	△ 218	567	
	樹園地単位減収総合短縮方式		0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	半相殺特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		樹園地単位特定危険方式	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	526	486		50,360	1,570	785	1,003	△ 218	567			
	小 計	1,762	1,570		141,680	4,320	2,160	2,003	157	2,317			
	畑 作 物	大 一筆方式	a	a									
			0	4,445		0	0	0	0	0	0	0	
半相殺方式		2,562	0		2,711	18	10	8	6	4	12		
		0	2,775		0	0	0	0	0	0	0		
小 計		2,562	7,220		2,711	18	10	8	6	4	12		
		箱	箱										
蚕 春蚕		179	172		12,810	31	15	16	12	3	19		
		114	108		7,180	32	16	16	3	13	29		
繭 初秋蚕		195	186		11,780	141	70	71	19	51	122		
		488	466		31,770	204	101	103	34	67	170		
小 計				34,481	222	111	111	40	71	182			

(注) 果樹・畑作物共済はラウンドのため一致しない場合がある。

共済目的等	項目	引		受 前年度実績	共済金額	共済掛金			D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考
		本年度予定	棟			A 総額	B国庫負担金	C農家負担金				
ガラス室	I類 (木造)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	II類 (鉄骨)	159	158	158	1,599,595	11,146	5,264	5,882	3,040	2,224	8,106	
園	I類 (木竹)	1	1	1	59	2	1	1	1	0	1	
	II類 (パイプ)	15,122	11,053	11,053	5,249,231	129,465	61,191	68,274	73,571	12,380	55,894	
共	III類 (鉄骨下)	1,359	553	553	2,766,280	98,332	47,370	50,962	37,570	9,800	60,762	
施	IV類 (甲)	908	417	417	3,317,527	50,380	23,387	26,993	29,214	5,827	21,166	
	IV類 (乙)	636	266	266	2,600,005	24,228	11,311	12,917	9,771	1,540	14,457	
設	V類 (鉄骨上)	63	63	63	467,390	2,574	1,210	1,364	1,138	72	1,436	
	VI類 (雨よけ施設等)	4,980	4,496	4,496	1,665,091	18,469	9,161	9,308	4,912	4,249	13,557	
	VII類 (多目的ネット)	86	86	86	48,613	500	242	258	173	69	327	
	小計	23,314	17,093	17,093	17,713,791	335,096	159,137	175,959	159,390	253	175,706	
	合計				42,133,240	1,072,200	527,768	544,432	199,194	328,574	873,006	

イ 任意共済事業の規模

共済目的等	項目	引		受 前年度実績	共済金額	共済掛金				D 保険料	E 交付金又は 納入保険料 (B-D)	F 手持共済 掛金 (A-D)	備考	
		本年度予定	棟			掛金総額	純掛金 A	事務費	B 保険料					C 保険手数料
建物共済関係	建物総合	12,160	12,058	12,058	13,013,000	287,753	198,124	89,634	86,326	28,919	140,717			
	収容農産物 タイプA	0	0	0	0				0					
	収容農産物 タイプB	(1)	(1)	(1)	300	9	6	3	3	1	4			
	建物火災	76,654	76,552	76,552	88,339,000	760,973	418,923	342,050	228,292	92,458	283,089			
	計	88,814	88,610	88,610	101,352,300	1,048,735	617,053	431,687	314,621	121,378	423,810			
	保険割合	30%				保険手数料率 建物火災40.5% 建物総合33.5% 収容農産物25.5%								
保管中農産物補償共済	保管中農産物 補償Aタイプ	1	-	-	100	2,500	1,750	750	2,500	375	-			
	保管中農産物 補償Bタイプ	1	-	-	100	6,500	4,550	1,950	6,500	975	0			
	計	2	0	0	200	9,000	6,300	2,700	9,000	1,350	0			
	保険割合	100%				保険手数料率 Aタイプ15.0% Bタイプ15.0%								